

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
(趣旨) 第1条から第2条まで (略)				(趣旨) 第1条から第2条まで (略)			
(定義) 第3条 前条の「障害児・者施設」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				(定義) 第3条 前条の「障害児・者施設」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大分類	中 分 類	小 分 類	区 分	大分類	中 分 類	小 分 類
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。)を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 児童福祉施設	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所又は同法第7条に規定する児童福祉施設	児童発達支援事業所 児童福祉施設	児童発達支援センター 障害児入所施設	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設
(削除)				(5) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援又は同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
(5) 障害者総合支援法第5条第28項の規定に基づく福祉ホーム	福祉ホーム			(6) 障害者総合支援法第5条第28項の規定に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(6) 平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設			(7) 平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(7) 令和5年8月22日付けこ成事第428号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設			(新規)			

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
<p>2 前条の「施設整備」とは、次の各号に掲げる場合において、当該各号の表の整備区分ごとに定める整備内容をいう。</p> <p>(1) 前項の表の(1)、(3)及び(6)に掲げる施設の場合</p>		<p>2 前条の「施設整備」とは、次の各号に掲げる場合において、当該各号の表の整備区分ごとに定める整備内容をいう。</p> <p>(1) 前項の表の(1)、(3)、(4)及び(7)に掲げる施設の場合</p>	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。	創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備(一部改築並びに倒壊等の危険性のある施設の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築(以下「耐震化等整備」という。)を含む。以下同じ。)をすること。	改築	既存施設の改築整備(一部改築並びに倒壊等の危険性のある施設の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築(以下「耐震化等整備」という。)を含む。以下同じ。)をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日付け社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日付け社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。	大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日付け社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日付け社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日付け社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。	スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日付け社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。	老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。	応急仮設施設整備	平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備((4)に掲げる施設の整備を除く。)	平成25年2月26日付け障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をす	避難スペース整備((3)に掲げる施設の整備を除く。)	平成25年2月26日付け障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をす
(2) 前項の表の(2)に掲げる施設の場合		(2) 前項の表の(2)及び(5)に掲げる施設の場合	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 前項の表の(4)及び(7)に掲げる施設の場合		(新規)	
整備区分	整備内容		
創設	新たに施設を整備すること。		
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。		
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。		
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。		
拡張	既存施設の現在定員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。		
大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日付けこ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備事業を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。		

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
	・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事						
スプリンクラー設備等整備	令和5年8月22日付け成事第422号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。						
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日付け成事第431号子ども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。						
防犯対策強化に係る整備	令和5年8月22日付け成事第429号子ども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。						
応急仮施設整備	令和5年8月22日付け成事第428号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。						
避難スペース整備	令和5年8月22日付け成事第427号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。						
(4) 前項の表の(5)に掲げる施設の場合				(3) 前項の表の(6)に掲げる施設の場合			
整備区分		整備内容		整備区分		整備内容	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(補助金の交付の対象)				(補助金の交付の対象)			
第4条 補助金は、次の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表の第2欄に定める設置根拠等により同表の第3欄に定める設置者が設置する施設を整備するための事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助事業が複数年度にわたる場合であって、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず年度をまたがる場合には、当該年度の国庫補助金の対象事業費について、当該年度の補助対象とする。				第4条 補助金は、次の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表の第2欄に定める設置根拠等により同表の第3欄に定める設置者が設置する施設を整備するための事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助事業が複数年度にわたる場合であって、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず年度をまたがる場合には、当該年度の国庫補助金の対象事業費について、当該年度の補助対象とする。			
1 施設の種類の	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率	1 施設の種類の	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
(1) 障害福祉サービス事業所等				(1) 障害福祉サービス事業所等			
ア 障害福祉サービス事業所(療養介護を除く。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項の規定に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。(以下、この表において「社会福祉法人等」という。))	4分の3	ア 障害福祉サービス事業所(療養介護を除く。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項の規定に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下、この表において「社会福祉法人等」という。)	4分の3
イ 障害福祉サービス事業所(療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項の規定に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人等)	4分の3	イ 障害福祉サービス事業所(療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	4分の3
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第	4分の3	ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第	4分の3

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
		10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人等(医療法人を除く。))				10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人等(医療法人を除く。))	
(2) 居宅介護事業所等、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所又は相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	<u>障害者総合支援法第79条第2項の規定に基づき事業を実施する法人</u> (社会福祉法人等)	4分の3	(2) 居宅介護事業所等、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所又は相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	4分の3
(3) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	4分の3	(3) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	4分の3
(4) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	4分の3	(4) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	4分の3
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	<u>児童福祉法第34条の3第2項の規定に基づき事業を実施する法人</u> (社会福祉法人等)	4分の3	イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	4分の3
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、 <u>居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所</u>	児童福祉法第34条の3第2項	<u>児童福祉法第34条の3第2項の規定に基づき事業を実施する法人</u> (社会福祉法人等)	4分の3	ウ 児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	4分の3
(削除)				<u>(5) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所又は障害児相談支援事業所</u>	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	4分の3
(5) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	<u>障害者総合支援法第79条第2項の規定に基づき事業を実施する法人</u> (社会福祉法人等)	4分の3	(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	4分の3
(6) 応急仮設施設	平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」及び令和5年8月22日付け成事第428号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	この表の施設の種類ごとに定められている設置者	4分の3	(7) 応急仮設施設	平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	この表の施設の種類ごとに定められている設置者	4分の3

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(補助の対象としない費用)</p> <p>第5条 補助金の対象となる施設整備費のうち、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 前条の表の(4)に定める施設(以下「児童福祉施設等」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げる費用</u></p> <p><u>ア 既存の建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用</u></p> <p><u>イ 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施設整備費として知事が適当でないと認めた費用</p> <p>(補助金の交付額の算定方法)</p> <p>第6条 補助金の交付額は、次に定めるところにより算出するものとし、この場合において、補助事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、前年度から補助を受けている事業(継続事業)については、前年度の補助金交付要綱に定める算定方法を適用するものとする。</p> <p>(1) <u>児童福祉施設等以外の施設が行う</u>創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次に掲げる方法により算出した額を交付額とする。</p> <p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表第1-1の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ 第4条の表に定める施設の種類のごとに、別表第1-1の第1欄に定める種目ごとに同表の第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額に第4条の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額とイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額(以下「県費補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(2) <u>児童福祉施設等以外の施設が行う</u>前号に規定する補助事業以外の補助事業については、施設ごとに次に掲げる方法により算出するものとする。</p> <p>ア 別表第2-1の第1欄に定める種目ごとに、同表の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額を合算した額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4条の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額(以下「県費補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。</p> <p><u>(3) 児童福祉施設等が行う整備については、次に掲げる方法により算出した額を交付額とする。</u></p> <p><u>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表第1-2、別表第2-2及び別表3の第1欄に定める種目ごとに同表の第2欄により算出した合計基礎点数に1,500円を乗じた額を交付基礎額とする。</u></p> <p><u>イ アにより算出した交付基礎額の施設ごとに、別表第1-2、別表第2-2及び別表3の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4条の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を選定する。</u></p> <p><u>ウ アにより算出された額とイにより算出した額とを比較して少ない方の額(以下「県費補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。</u></p>	<p>(補助の対象としない費用)</p> <p>第5条 補助金の対象となる施設整備費のうち、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設整備費として知事が適当でないと認めた費用</p> <p>(補助金の交付額の算定方法)</p> <p>第6条 補助金の交付額は、次に定めるところにより算出するものとし、この場合において、補助事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、前年度から補助を受けている事業(継続事業)については、前年度の補助金交付要綱に定める算定方法を適用するものとする。</p> <p>(1) 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次に掲げる方法により算出した額を交付額とする。</p> <p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表第1の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ 第4条の表に定める施設の種類の種類<u>(障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所として整備する場合には、第4条の(1)ア、(4)イ又は(4)ウのいずれか1つの施設の種類の)</u>ごとに、別表第1の第1欄に定める種目ごとに同表の第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額に第4条の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額とイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額(以下「県費補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(2) 前号に規定する補助事業以外の補助事業については、施設ごとに次に掲げる方法により算出するものとする。</p> <p>ア 別表第2の第1欄に定める種目ごとに、同表の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額を合算した額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4条の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額(以下「県費補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。</p> <p><u>(新規)</u></p>

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者(補助事業を行うものをいう。以下同じ。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。</p> <p>ア 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>イ 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。</p> <p>ウ 入札を行う場合は、監事、複数の理事(理事長を除く。)及び評議員(理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)の規定による特殊の関係のある者を除く。)を立ち会わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。</p> <p>エ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果(入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。)を知事に届け出るとともに、当該入札結果を一般の閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>オ 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>カ 別表第5に定める区域において補助事業を行う場合は、第8条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に、立地の安全性に係る協議をしなければならないこと。</p> <p>キ 県税の滞納がないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第9条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(指令前着手の届出)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第10条 知事は、補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成20年5月14日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年8月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された</p>	<p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者(補助事業を行うものをいう。以下同じ。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。</p> <p>ア 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>イ 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。</p> <p>ウ 入札を行う場合は、監事、複数の理事(理事長を除く。)及び評議員(理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)の規定による特殊の関係のある者を除く。)を立ち会わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。</p> <p>エ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果(入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。)を知事に届け出るとともに、当該入札結果を一般の閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>オ 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>カ 別表第4に定める区域において補助事業を行う場合は、第8条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に、立地の安全性に係る協議をしなければならないこと。</p> <p>キ 県税の滞納がないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第9条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(指令前着手の届出)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第10条 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成20年5月14日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和5年8月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された</p>

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>補助金については、第7条第1項第6号及び第11号、第13条第2項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年7月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年12月16日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年5月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年7月31日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年9月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年5月14日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年7月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年11月11日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月15日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年10月16日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年9月9日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年1月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年8月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>補助金については、第7条第1項第6号及び第11号、第13条第2項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年7月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年12月16日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年5月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年7月31日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年9月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年5月14日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年7月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年11月11日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月15日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年10月16日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年9月9日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年1月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年8月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧		
<p>附 則 この要綱は、平成30年9月3日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年7月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年7月13日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>			<p>附 則 この要綱は、平成30年9月3日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年7月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年7月13日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>		
<p>別表第1 <u>二</u>-1(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">算 定 基 準</p> <p style="text-align: center;">【児童福祉施設等以外の施設の場合】</p> <p style="text-align: center;">(創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備)</p>			<p>別表第1(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">算 定 基 準</p> <p style="text-align: center;">(創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備)</p>		
1 種目	2 基準額	3 対象経費	1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	(ア)付表1又は付表3に掲げる1施設当たり基準単価(多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価)を基準額とする。 (イ)南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には付表5に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要があると認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第5条に規定する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)。ただし、別の補助金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金その他知事が適当	本体工事費	(ア)付表1又は付表2に掲げる1施設当たり基準単価(多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価)を基準額とする。 (イ)南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には付表3に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要があると認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第5条に規定する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)。ただし、別の補助金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金その他知事が適当
	準単価を基準額とする。	であると認める購入費を含む。		準単価を基準額とする。	であると認める購入費を含む。
解体撤去工事費又は仮設施設整備工事費	同上	解体撤去に必要な工事費若しくは工事請負費又は仮設施設整備に必要な賃借料、工事費若しくは工事請負費	解体撤去工事費又は仮設施設整備工事費	同上	解体撤去に必要な工事費若しくは工事請負費又は仮設施設整備に必要な賃借料、工事費若しくは工事請負費

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧		
<p>別表第1-2(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">算定基準 【児童福祉施設等の場合】 (創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間児童福祉施設整備及び避難スペース整備)</p>			<p>(新規)</p>		
1 種目	2 基準額	3 対象経費			
本体工事費	<p>(ア)付表2又は付表4に掲げる1施設当たり補助基礎点数を基準とする。</p> <p>(イ)南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には付表6に掲げる1施設当たり補助基礎点数を基準とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要であると認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第5条に規定する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)。ただし、別の補助金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金その他知事が適当であると認める購入費を含む。</p>			
特殊附帯工事費	同上	特殊附帯工事に必要な工事費若しくは工事請負費			
解体撤去工事費又は仮設施設整備工事費	同上	解体撤去に必要な工事費若しくは工事請負費又は仮設施設整備に必要な賃借料、工事費若しくは工事請負費			
<p>別表第2-1(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">算定基準 【児童福祉施設等以外の施設の場合】 (別表第1-1に掲げる整備以外の整備)</p>			<p>別表第2(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">算定基準 (別表第1に掲げる整備以外の施設)</p>		
1 種目	2 基準額	3 対象経費	1 種目	2 基準額	3 対象経費
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>別表第2-2(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">算定基準 【児童福祉施設等の場合】 (別表第2-1及び別表3に掲げる整備以外の整備)</p>			<p>(新規)</p>		
1 種目	2 基準額	3 対象経費			
本体工事費	<p>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要があると認めた点数とする。ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額を2,000で除して得た点数(以下「実支出額を2,000で除して得た点数」という。)がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(第5条に規定する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)。ただし、別の補助金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、</p>			

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧
	<p>繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準に知事が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金その他知事が適当であると認めた購入費を含む(以下、同じ。)</p>
スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	付表7による1施設当たり補助基礎点数を基準とする。	スプリンクラー設備等に必要工事費又は工事請負費
仮施設設置工事費	大規模修繕等については、知事が必要と認めた点数とする。ただし、実支出額を2,000で除して得た点数がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする。	仮施設設置に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表第3(第6条関係)

(新規)

算定基準
【児童福祉施設等の場合】
(防犯対策強化に係る整備)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等次のいずれかの低い方の価格を2,000で除した点数を基準とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り ※ただし、見積り額について、障害児入所施設は1,000,000円未満、障害児入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p>	<p>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費(第5条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧																																																				
<p>(2)工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り ※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p>																																																							
<p>別表第4(第7条、第9条、第10条関係) 1～10 (略)</p> <p>別表第5(第7条関係)</p> <p>事前協議を要する区域 対象とする区域は、次に掲げる区域であり、補助事業を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			区域名	内容	(略)	(略)	<p>別表第3(第7条、第9条、第10条関係) 1～10 (略)</p> <p>別表第4(第7条関係)</p> <p>事前協議を要する区域 対象とする区域は、次に掲げる区域であり、補助事業を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			区域名	内容	(略)	(略)																																										
区域名	内容																																																						
(略)	(略)																																																						
区域名	内容																																																						
(略)	(略)																																																						
<p>付表1 1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業(施設)の種類</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援</td> <td>本体(日中活動部分) 利用定員 20人以下</td> <td><u>57,100,000</u></td> </tr> <tr> <td>21人～40人</td> <td><u>115,100,000</u></td> </tr> <tr> <td>41人～60人</td> <td><u>192,300,000</u></td> </tr> <tr> <td>61人～80人</td> <td><u>270,000,000</u></td> </tr> <tr> <td>81人～100人</td> <td><u>348,000,000</u></td> </tr> <tr> <td>101人～120人</td> <td><u>424,900,000</u></td> </tr> <tr> <td>121人以上</td> <td><u>502,900,000</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)</td> <td>利用定員 20人以下</td> <td><u>46,000,000</u></td> </tr> <tr> <td>21人～40人</td> <td><u>92,900,000</u></td> </tr> <tr> <td>41人～60人</td> <td><u>155,400,000</u></td> </tr> </tbody> </table>			事業(施設)の種類		補助基準額	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 20人以下	<u>57,100,000</u>	21人～40人	<u>115,100,000</u>	41人～60人	<u>192,300,000</u>	61人～80人	<u>270,000,000</u>	81人～100人	<u>348,000,000</u>	101人～120人	<u>424,900,000</u>	121人以上	<u>502,900,000</u>	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	<u>46,000,000</u>	21人～40人	<u>92,900,000</u>	41人～60人	<u>155,400,000</u>	<p>付表1 1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業(施設)の種類</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援</td> <td>本体(日中活動部分) 利用定員 20人以下</td> <td><u>53,100,000</u></td> </tr> <tr> <td>21人～40人</td> <td><u>106,900,000</u></td> </tr> <tr> <td>41人～60人</td> <td><u>178,500,000</u></td> </tr> <tr> <td>61人～80人</td> <td><u>250,800,000</u></td> </tr> <tr> <td>81人～100人</td> <td><u>323,100,000</u></td> </tr> <tr> <td>101人～120人</td> <td><u>394,500,000</u></td> </tr> <tr> <td>121人以上</td> <td><u>467,000,000</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)</td> <td>利用定員 20人以下</td> <td><u>42,800,000</u></td> </tr> <tr> <td>21人～40人</td> <td><u>86,300,000</u></td> </tr> <tr> <td>41人～60人</td> <td><u>144,300,000</u></td> </tr> </tbody> </table>			事業(施設)の種類		補助基準額	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 20人以下	<u>53,100,000</u>	21人～40人	<u>106,900,000</u>	41人～60人	<u>178,500,000</u>	61人～80人	<u>250,800,000</u>	81人～100人	<u>323,100,000</u>	101人～120人	<u>394,500,000</u>	121人以上	<u>467,000,000</u>	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	<u>42,800,000</u>	21人～40人	<u>86,300,000</u>	41人～60人	<u>144,300,000</u>
事業(施設)の種類		補助基準額																																																					
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 20人以下	<u>57,100,000</u>																																																					
	21人～40人	<u>115,100,000</u>																																																					
	41人～60人	<u>192,300,000</u>																																																					
	61人～80人	<u>270,000,000</u>																																																					
	81人～100人	<u>348,000,000</u>																																																					
	101人～120人	<u>424,900,000</u>																																																					
	121人以上	<u>502,900,000</u>																																																					
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	<u>46,000,000</u>																																																					
	21人～40人	<u>92,900,000</u>																																																					
	41人～60人	<u>155,400,000</u>																																																					
事業(施設)の種類		補助基準額																																																					
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 20人以下	<u>53,100,000</u>																																																					
	21人～40人	<u>106,900,000</u>																																																					
	41人～60人	<u>178,500,000</u>																																																					
	61人～80人	<u>250,800,000</u>																																																					
	81人～100人	<u>323,100,000</u>																																																					
	101人～120人	<u>394,500,000</u>																																																					
	121人以上	<u>467,000,000</u>																																																					
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	<u>42,800,000</u>																																																					
	21人～40人	<u>86,300,000</u>																																																					
	41人～60人	<u>144,300,000</u>																																																					

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
		61人 ～ 80人	<u>218,900,000</u>			61人 ～ 80人	<u>203,300,000</u>
		81人 ～100人	<u>281,200,000</u>			81人 ～100人	<u>261,100,000</u>
		101人 ～120人	<u>344,700,000</u>			101人 ～120人	<u>320,100,000</u>
		121人以上	<u>407,200,000</u>			121人以上	<u>378,100,000</u>
	就労・訓練事業等整備加算		<u>44,100,000</u>	就労・訓練事業等整備加算		<u>40,900,000</u>	
	大規模生産設備等整備加算		<u>145,100,000</u>	大規模生産設備等整備加算		<u>134,700,000</u>	
	短期入所整備加算		<u>12,000,000</u>	短期入所整備加算		<u>11,100,000</u>	
	発達障害者支援センター整備加算		<u>13,900,000</u>	発達障害者支援センター整備加算		<u>12,900,000</u>	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		<u>9,900,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援 整備加算		<u>9,220,000</u>	
	居宅介護整備加算		<u>6,610,000</u>	居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算		<u>6,140,000</u>	
避難スペース整備加算		<u>38,300,000</u>	避難スペース整備加算		<u>35,600,000</u>		
療養介護	本体	利用定員 20人 以下	<u>103,900,000</u>	療養介護	本体	利用定員 20人 以下	<u>96,500,000</u>
		21人 ～ 40人	<u>208,800,000</u>			21人 ～ 40人	<u>193,800,000</u>
		41人 ～ 60人	<u>347,900,000</u>			41人 ～ 60人	<u>323,100,000</u>
		61人 ～ 80人	<u>489,600,000</u>			61人 ～ 80人	<u>454,700,000</u>
		81人 ～100人	<u>630,000,000</u>			81人 ～100人	<u>585,000,000</u>
		101人 ～120人	<u>770,300,000</u>			101人 ～120人	<u>715,200,000</u>

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧				
		121人以上	<u>910,700,000</u>			121人以上	<u>845,600,000</u>	
		就労・訓練事業等整備加算	<u>44,100,000</u>			就労・訓練事業等整備加算	<u>40,900,000</u>	
		大規模生産設備等整備加算	<u>145,100,000</u>			大規模生産設備等整備加算	<u>134,700,000</u>	
		短期入所整備加算	<u>12,000,000</u>			短期入所整備加算	<u>11,100,000</u>	
		発達障害者支援センター整備加算	<u>13,900,000</u>			発達障害者支援センター整備加算	<u>12,900,000</u>	
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	<u>9,900,000</u>			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援 整備加算	<u>9,220,000</u>	
		居宅介護整備加算	<u>6,610,000</u>			居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	<u>6,140,000</u>	
		避難スペース整備加算	<u>38,300,000</u>			避難スペース整備加算	<u>35,600,000</u>	
共同生活援助	本体	定員4人～10人	<u>27,100,000</u>	共同生活援助	本体	定員4人～10人	<u>25,200,000</u>	
		短期入所整備加算	<u>12,000,000</u>			短期入所整備加算	<u>11,100,000</u>	
		エレベーター等設置整備加算	<u>2,150,000</u>			エレベーター等設置整備加算	<u>2,000,000</u>	
			就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	<u>9,900,000</u>			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援 整備加算	<u>9,220,000</u>
			居宅介護整備加算	<u>6,610,000</u>			居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	<u>6,140,000</u>
			避難スペース整備加算	<u>38,300,000</u>			避難スペース整備加算	<u>35,600,000</u>
	(削除)				福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部 <u>101,300,000</u> 標準 <u>96,500,000</u>
21人～40人							都市部 <u>203,500,000</u> 標準 <u>193,800,000</u>	
41人～60人							都市部 <u>339,300,000</u> 標準 <u>323,100,000</u>	

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧				
						61人 ~ 80人	都市部	477,400,000
						標準	454,700,000	
						81人 ~ 100人	都市部	614,400,000
						標準	585,100,000	
						101人 ~ 120人	都市部	751,000,000
						標準	715,300,000	
						121人以上	都市部	887,800,000
						標準	845,600,000	
				就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,900,000		
				標準	40,900,000			
				大規模生産設備等整備加算	都市部	141,400,000		
				標準	134,700,000			
				短期入所整備加算	都市部	11,700,000		
				標準	11,100,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,500,000						
標準	12,900,000							
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,670,000						
標準	9,220,000							
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,440,000						
標準	6,140,000							
小規模グループケア整備加算	都市部	20,700,000						
標準	19,800,000							
避難スペース整備加算	都市部	37,300,000						
標準	35,600,000							
(削除)				福祉型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	55,700,000
							標準	53,100,000
				医療型児童発達支援センター		21人 ~ 40人	都市部	112,200,000
							標準	106,900,000
				児童発達支援事業所		41人 ~ 60人	都市部	187,500,000
							標準	178,500,000
				放課後等デイサービス事業所		61人 ~ 80人	都市部	263,300,000
							標準	250,800,000
						81人 ~ 100人	都市部	339,300,000
							標準	323,100,000

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧		
				101人 ~120人	都市部 414,300,000 標準 394,500,000
				121人以上	都市部 490,300,000 標準 467,000,000
				就労・訓練事業等整備加算	都市部 42,900,000 標準 40,900,000
				大規模生産設備等整備加算	都市部 141,400,000 標準 134,700,000
				短期入所整備加算	都市部 11,700,000 標準 11,100,000
				発達障害者支援センター整備加算	都市部 13,500,000 標準 12,900,000
				就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 9,670,000 標準 9,220,000
				居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 6,440,000 標準 6,140,000
				避難スペース整備加算	都市部 37,300,000 標準 35,600,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)		28,600,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)		都市部 27,900,000 標準 26,600,000
短期入所(短期入所のための整備の場合に限る。)		14,500,000	短期入所(短期入所のための整備の場合に限る。)		13,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のための整備の場合に限る。)		9,900,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援 (各事業のための整備の場合に限る。)		9,220,000
居宅介護(居宅介護のための整備の場合に限る。)		6,610,000	居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 (各事業のための整備の場合に限る。)		6,140,000
避難スペース整備(避難スペースのための整備の場合)		38,300,000	避難スペース整備(避難スペースのための整備の場合)		35,600,000
補装具製作施設		14,500,000	補装具製作施設		13,500,000
盲導犬訓練施設		179,900,000	盲導犬訓練施設		167,100,000
点字図書館		49,400,000	点字図書館		45,900,000

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
聴覚障害者情報提供施設	66,000,000	聴覚障害者情報提供施設	61,900,000
解体撤去工事費(入所系)	13,000,000	解体撤去工事費(入所系)	都市部 12,700,000 標準 12,100,000
解体撤去工事費(通所系)	6,540,000	解体撤去工事費(通所系)	都市部 6,380,000 標準 6,080,000
仮施設整備費(入所系)	23,800,000	仮施設整備費(入所系)	都市部 23,200,000 標準 22,200,000
仮施設整備費(通所系)	11,400,000	仮施設整備費(通所系)	都市部 11,100,000 標準 10,600,000

(注) 1から4 (略)

(注) 1から4 (略)

付表2

(障害児施設等の整備の場合)

1事業(1施設)当たりの補助基礎点数

(単位:1施設当たり)

事業(施設)の種類		補助基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下
		都市部 72,751
		標準 69,287
		21人 ~ 40人
		都市部 146,106
		標準 139,148
		41人 ~ 60人
		都市部 243,585
		標準 231,986
		61人 ~ 80人
		都市部 342,798
		標準 326,475
		81人 ~ 100人
		都市部 441,107
標準 420,102		
101人 ~ 120人		
都市部 539,265		
標準 513,585		
121人以上		
都市部 637,498		
標準 607,141		
訓練事業等整備加算	都市部 30,835 標準 29,366	
大規模生産設備等整備加算	都市部 101,550 標準 96,715	
短期入所整備加算	都市部 8,368 標準 7,970	
発達障害者支援センター整備加算	都市部 9,725 標準 9,262	

(新設)

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧	
障害児相談支援整備加算	都市部		都市部	6,951
	標準		標準	6,620
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部		都市部	4,629
	標準		標準	4,409
小規模グループケア整備加算	都市部		都市部	14,927
	標準		標準	14,216
避難スペース整備加算	都市部		都市部	26,839
	標準		標準	25,561
福祉型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部	40,032
			標準	38,126
医療型児童発達支援センター		21人～40人	都市部	80,592
			標準	76,754
児童発達支援事業所		41人～60人	都市部	134,571
			標準	128,163
放課後等デイサービス事業所		61人～80人	都市部	189,078
			標準	180,074
		81人～100人	都市部	243,585
			標準	231,986
		101人～120人	都市部	297,414
			標準	283,251
		121人以上	都市部	352,071
			標準	335,306
訓練事業等整備加算			都市部	30,835
			標準	29,366
大規模生産設備等整備加算			都市部	101,550
			標準	96,715
短期入所整備加算			都市部	8,368
			標準	7,970
発達障害者支援センター整備加算			都市部	9,725
			標準	9,262
障害児相談支援整備加算			都市部	6,951
			標準	6,620
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	4,629
			標準	4,409
避難スペース整備加算			都市部	26,839
			標準	25,561
増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	20,054
			標準	19,099

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧				
障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)		6,620					
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)		4,629					
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	都市部	26,839					
	標準	25,561					
解体撤去工事費(入所系)	都市部	9,122					
	標準	8,688					
解体撤去工事費(通所系)	都市部	4,584					
	標準	4,365					
仮設施設整備費(入所系)	都市部	16,737					
	標準	15,940					
仮設施設整備費(通所系)	都市部	7,991					
	標準	7,611					
<p>(注) 1 本体点数と各種加算との合計点を基礎点とする。</p> <p>2 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(令和5年8月22日こ成事第432号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた点を基礎点とする。</p>							
<p>付表3 (障害児施設等以外の施設が耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)</p>			<p>付表2 (耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)</p>				
事業(施設)の種類		補助基準額	事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	153,000,000	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	142,100,000
		41人 ~ 60人	255,000,000			41人 ~ 60人	236,800,000
		61人 ~ 80人	358,300,000			61人 ~ 80人	332,700,000
		81人 ~ 100人	461,700,000			81人 ~ 100人	428,700,000
		101人 ~ 120人	564,000,000			101人 ~ 120人	523,700,000
		121人以上	667,200,000			121人以上	619,500,000

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧					
施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下		<u>123,400,000</u>	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下		<u>114,600,000</u>		
	41人～60人		<u>206,200,000</u>		41人～60人		<u>191,500,000</u>		
	61人～80人		<u>290,200,000</u>		61人～80人		<u>269,500,000</u>		
	81人～100人		<u>373,000,000</u>		81人～100人		<u>346,400,000</u>		
	101人～120人		<u>457,400,000</u>		101人～120人		<u>424,700,000</u>		
	121人以上		<u>540,000,000</u>		121人以上		<u>501,400,000</u>		
	就労・訓練事業等整備加算				<u>58,500,000</u>	就労・訓練事業等整備加算			<u>54,300,000</u>
短期入所整備加算			<u>13,200,000</u>	短期入所整備加算			<u>12,300,000</u>		
発達障害者支援センター整備加算			<u>18,300,000</u>	発達障害者支援センター整備加算			<u>17,000,000</u>		
(削除)				福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>270,200,000</u>	
							標準	<u>257,400,000</u>	
						41人～60人	都市部	<u>450,100,000</u>	
							標準	<u>428,700,000</u>	
						61人～80人	都市部	<u>633,300,000</u>	
							標準	<u>603,100,000</u>	
						81人～100人	都市部	<u>814,600,000</u>	
							標準	<u>775,800,000</u>	
						101人～120人	都市部	<u>996,300,000</u>	
							標準	<u>948,900,000</u>	
						121人以上	都市部	<u>1,177,500,000</u>	
							標準	<u>1,121,500,000</u>	
						就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>57,000,000</u>
								標準	<u>54,300,000</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>12,900,000</u>						
		標準	<u>12,300,000</u>						
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>17,800,000</u>						
		標準	<u>17,000,000</u>						

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧																																																																					
解体撤去工事費(入所系)	17,400,000	解体撤去工事費(入所系)	都市部 16,900,000 標準 16,200,000																																																																				
仮施設設置整備費(入所系)	31,800,000	仮施設設置整備費(入所系)	都市部 30,900,000 標準 29,500,000																																																																				
<p>(注) 1 本体単価と各種加算、解体撤去工事費及び仮施設設置整備費の合計額を基準額とする。 (削除)</p> <p>2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>3 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。</p>		<p>(注) 1 本体単価と各種加算、解体撤去工事費及び仮施設設置整備費の合計額を基準額とする。</p> <p>2 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>4 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>																																																																					
<p>付表4 (障害児施設等が耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの補助基礎点数 (単位:1施設当たり)</p>		(新設)																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業(施設)の種類</th> <th colspan="2">補助基礎点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設</td> <td rowspan="12">本体</td> <td rowspan="2">利用定員 40人以下</td> <td>都市部</td> <td>199,044</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>184,813</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">41人～60人</td> <td>都市部</td> <td>331,508</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>307,807</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">61人～80人</td> <td>都市部</td> <td>466,369</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>433,026</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">81人～100人</td> <td>都市部</td> <td>599,915</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>557,024</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">101人～120人</td> <td>都市部</td> <td>733,771</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>681,310</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">121人以上</td> <td>都市部</td> <td>867,240</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>805,237</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訓練事業等整備加算</td> <td>都市部</td> <td>41,989</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>標準</td> <td>38,987</td> </tr> <tr> <td colspan="2">短期入所整備加算</td> <td>都市部</td> <td>9,511</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>標準</td> <td>8,831</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発達障害者支援センター整備加算</td> <td>都市部</td> <td>13,146</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>標準</td> <td>12,206</td> </tr> <tr> <td colspan="2">解体撤去工事費</td> <td>都市部</td> <td>12,213</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>標準</td> <td>11,632</td> </tr> </tbody> </table>		事業(施設)の種類		補助基礎点数		福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	199,044	標準	184,813	41人～60人	都市部	331,508	標準	307,807	61人～80人	都市部	466,369	標準	433,026	81人～100人	都市部	599,915	標準	557,024	101人～120人	都市部	733,771	標準	681,310	121人以上	都市部	867,240	標準	805,237	訓練事業等整備加算		都市部	41,989			標準	38,987	短期入所整備加算		都市部	9,511			標準	8,831	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,146			標準	12,206	解体撤去工事費		都市部	12,213			標準	11,632		
事業(施設)の種類		補助基礎点数																																																																					
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	199,044																																																																			
			標準	184,813																																																																			
		41人～60人	都市部	331,508																																																																			
			標準	307,807																																																																			
		61人～80人	都市部	466,369																																																																			
			標準	433,026																																																																			
		81人～100人	都市部	599,915																																																																			
			標準	557,024																																																																			
		101人～120人	都市部	733,771																																																																			
			標準	681,310																																																																			
		121人以上	都市部	867,240																																																																			
			標準	805,237																																																																			
	訓練事業等整備加算		都市部	41,989																																																																			
			標準	38,987																																																																			
短期入所整備加算		都市部	9,511																																																																				
		標準	8,831																																																																				
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,146																																																																				
		標準	12,206																																																																				
解体撤去工事費		都市部	12,213																																																																				
		標準	11,632																																																																				

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧					
仮施設整備費		都市部	22,240					
		標準	21,181					
<p>(注) 1 本体点数と各種加算、解体撤去工事費及び仮施設整備費の合計点を基礎点とする。</p> <p>2 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(令和5年8月22日こ成事第432号)」により、都市部特例割増加算後の点数であること。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた点を基礎点とする。</p> <p>4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>								
<p>付表5 (障害児施設等以外の施設が南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)</p>			<p>付表3 (南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)</p>					
事業(施設)の種類		補助基準額		事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	<u>153,000,000</u>	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	<u>142,100,000</u>	
		41人～60人	<u>255,000,000</u>			41人～60人	<u>236,700,000</u>	
		61人～80人	<u>358,300,000</u>			61人～80人	<u>332,700,000</u>	
		81人～100人	<u>461,600,000</u>			81人～100人	<u>428,600,000</u>	
		101人～120人	<u>563,900,000</u>			101人～120人	<u>523,600,000</u>	
		121人以上	<u>667,000,000</u>			121人以上	<u>619,400,000</u>	
	施設入所支援整備加算	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	<u>123,300,000</u>	施設入所支援整備加算	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	<u>114,600,000</u>
			41人～60人	<u>206,100,000</u>			41人～60人	<u>191,400,000</u>
			61人～80人	<u>290,100,000</u>			61人～80人	<u>269,400,000</u>
			81人～100人	<u>373,000,000</u>			81人～100人	<u>346,400,000</u>

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧				
		101人 ～120人	<u>457,100,000</u>			101人 ～120人	<u>424,500,000</u>	
		121人以上	<u>539,800,000</u>			121人以上	<u>501,300,000</u>	
	就労・訓練事業等整備加算		<u>58,300,000</u>	就労・訓練事業等整備加算		<u>54,200,000</u>		
	短期入所整備加算		<u>13,200,000</u>	短期入所整備加算		<u>12,300,000</u>		
	発達障害者支援センター整備加算		<u>18,300,000</u>	発達障害者支援センター整備加算		<u>17,000,000</u>		
療養介護	本体	利用定員 40人 以下	<u>277,500,000</u>	療養介護	本体	利用定員 40人 以下	<u>257,700,000</u>	
		41人 ～ 60人	<u>462,900,000</u>			41人 ～ 60人	<u>429,900,000</u>	
		61人 ～ 80人	<u>650,700,000</u>			61人 ～ 80人	<u>604,200,000</u>	
		81人 ～100人	<u>837,500,000</u>			81人 ～100人	<u>777,600,000</u>	
		101人 ～120人	<u>1,024,400,000</u>			101人 ～120人	<u>951,200,000</u>	
		121人以上	<u>1,210,800,000</u>			121人以上	<u>1,124,300,000</u>	
	就労・訓練事業等整備加算		<u>58,200,000</u>	就労・訓練事業等整備加算		<u>54,100,000</u>		
	短期入所整備加算		<u>15,900,000</u>	短期入所整備加算		<u>14,800,000</u>		
	発達障害者支援センター整備加算		<u>18,300,000</u>	発達障害者支援センター整備加算		<u>17,000,000</u>		
	共同生活援助	本体	定員4人～10人	<u>36,300,000</u>	共同生活援助	本体	定員4人～10人	<u>33,800,000</u>
短期入所整備加算			<u>15,900,000</u>	短期入所整備加算			<u>14,800,000</u>	
(削除)				福祉型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部 <u>270,100,000</u>	
						標準 <u>257,300,000</u>		
					医療型障害児入所施設		41人 ～ 60人	都市部 <u>450,000,000</u>
							標準 <u>428,600,000</u>	

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
						都市部	<u>633,200,000</u>
						標準	<u>603,000,000</u>
						都市部	<u>814,500,000</u>
						標準	<u>775,800,000</u>
						都市部	<u>996,200,000</u>
						標準	<u>948,800,000</u>
						都市部	<u>1,177,500,000</u>
						標準	<u>1,121,400,000</u>
						都市部	<u>56,900,000</u>
						標準	<u>54,200,000</u>
						都市部	<u>12,900,000</u>
						標準	<u>12,300,000</u>
						都市部	<u>17,800,000</u>
						標準	<u>17,000,000</u>
(削除)				福祉型児童発達支援センター	本体	利用定員 40人以下	都市部 <u>149,600,000</u>
							標準 <u>142,500,000</u>
				医療型児童発達支援センター		41人～60人	都市部 <u>249,100,000</u>
							標準 <u>237,300,000</u>
				児童発達支援事業所		61人～80人	都市部 <u>350,100,000</u>
							標準 <u>333,500,000</u>
				放課後等デイサービス事業所		81人～100人	都市部 <u>451,300,000</u>
							標準 <u>429,900,000</u>
						101人～120人	都市部 <u>551,100,000</u>
							標準 <u>524,900,000</u>
						121人以上	都市部 <u>652,200,000</u>
							標準 <u>621,100,000</u>
						都市部	<u>56,800,000</u>
						標準	<u>54,100,000</u>
						都市部	<u>15,500,000</u>
						標準	<u>14,800,000</u>
						都市部	<u>17,800,000</u>
						標準	<u>17,000,000</u>
			<u>17,300,000</u>			都市部	<u>16,800,000</u>
						標準	<u>16,100,000</u>
			<u>8,400,000</u>			都市部	<u>8,170,000</u>
						標準	<u>7,800,000</u>

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
仮施設整備費(入所系)	31,700,000	都市部	30,900,000
		標準	29,400,000
仮施設整備費(通所系)	15,000,000	都市部	14,700,000
		標準	14,000,000

(注) 1 本体単価と各種加算、解体撤去工事費及び仮施設整備費の合計額を基準額とする。

2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

付表6

(障害児施設等が南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基礎点数

(単位:1施設当たり)

事業(施設)の種類		補助基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部 193,978 標準 184,741	
		41人 ~ 60人	都市部 323,122 標準 307,735	
		61人 ~ 80人	都市部 454,602 標準 432,954	
		81人 ~ 100人	都市部 584,876 標準 557,024	
		101人 ~ 120人	都市部 715,300 標準 681,238	
		121人以上	都市部 845,423 標準 805,165	
	訓練事業等整備加算		都市部 40,861 標準 38,916	
	短期入所整備加算		都市部 9,273 標準 8,831	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 12,816 標準 12,206	
	福祉型児童発達支援センター	本体	利用定員 40人以下	都市部 107,431 標準 102,315

(注) 1 本体単価と各種加算、解体撤去工事費及び仮施設整備費の合計額を基準額とする。

2 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(新設)

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧	
医療型児童発達支援センター	41人～60人	都市部	178,900	
		標準	170,381	
児童発達支援事業所	61人～80人	都市部	251,426	
		標準	239,453	
放課後等デイサービス事業所	81人～100人	都市部	324,102	
		標準	308,668	
	101人～120人	都市部	395,722	
		標準	376,878	
	121人以上	都市部	468,247	
		標準	445,950	
訓練事業等整備加算		都市部	40,786	
		標準	38,844	
短期入所整備加算		都市部	11,158	
		標準	10,626	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	12,816	
		標準	12,206	
解体撤去工事費(入所系)		都市部	12,138	
		標準	11,560	
解体撤去工事費(通所系)		都市部	5,880	
		標準	5,600	
仮施設設置整備費(入所系)		都市部	20,600	
		標準	21,109	
仮施設設置整備費(通所系)		都市部	10,555	
		標準	10,052	
<p>(注) 1 本体点数と各種加算、解体撤去工事費及び仮施設設置整備費の合計点を基礎点とする。</p> <p>2 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(令和5年8月22日こ成事第432号)」により、都市部特例割増加算後の点数であること。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた点を基礎点とする。</p>				

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
付表7 (障害児施設等(既存施設に限る。)がスプリンクラー設備等の整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの補助基礎点数		(新設)	
事業(施設)の種類		補助基礎点数	
福祉型障害児入所施設	スプリンクラー設備(1㎡当たり)	15	
医療型障害児入所施設	スプリンクラー設備(延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)(1㎡当たり)	29	
	消火ポンプユニット等加算(1施設当たり)	2,218	
	屋内消火栓設備	基本点数	359
		㎡当たり加算	1
		屋内消火栓箱設置数による加算	185
		パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	278
自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置(1施設当たり)	121		
福祉型児童発達支援センター	スプリンクラー設備(1㎡当たり)	7	
医療型児童発達支援センター	屋内消火栓設備	基本点数	359
		㎡当たり加算	1
		屋内消火栓箱設置数による加算	185
		パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	278
	児童発達支援事業所	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置(1施設当たり)	121
	放課後等デイサービス事業所		
障害児相談支援事業所			
居宅訪問型児童発達支援事業所			
保育所等訪問支援事業所			
(注) 1 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。			

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>別記 第1号様式(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 (元号) 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 (生年月日: 年 月 日生)</p> <p style="text-align: center;">(元号) 年度高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、高知県障害児・者施設整備事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請額 別紙1のとおり</p> <p>2 施設の種類等 別紙1のとおり</p> <p>3 申請額内訳 別紙2-1又は別紙2-2のとおり</p> <p>4 事業計画 別紙3-1又は別紙3-2のとおり</p> <p>(添付書類) ・歳入歳出予算書(見込み書)の抄本 ・県税の滞納がない旨を証する納税証明書 又は 県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2) ※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。 ※2:法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 (注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</p> <p>別紙1 (略)</p>	<p>別記 第1号様式(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 (元号) 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 (生年月日: 年 月 日生)</p> <p style="text-align: center;">(元号) 年度高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、高知県障害児・者施設整備事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請額 別紙1のとおり</p> <p>2 施設の種類等 別紙1のとおり</p> <p>3 申請額内訳 別紙2のとおり</p> <p>4 事業計画 別紙3のとおり</p> <p>(添付書類) ・歳入歳出予算書(見込み書)の抄本 ・県税の滞納がない旨を証する納税証明書 又は 県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2) ※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。 ※2:法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 (注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</p> <p>別紙1 (略)</p>

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧												
<p>別紙3-1(障害児施設等以外の施設)</p> <p style="text-align: center;">事業計画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>(1)施設の名称及び所在地</p> <p>(2)施設の種類</p> <p>(3)事業の目的及び効果</p> <p>(4)設置主体及び経営主体</p> <p>(5)入所(利用)定員</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; text-align: center;">現在定員</td> <td style="width:33%; text-align: center;">増加定員</td> <td style="width:33%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) 施設の規模及び構造</p> <p>ア 整備事業(解体撤去工事費及び仮設施設工事を除く。)</p> <p>(ア)敷地面積 _____㎡</p> <p>(イ)敷地の所有関係 (自己所有地、借地又は買収(予定)地の別)</p> <p>(ウ)施設整備の区分 (創設又は改築等の別)</p> <p>(エ)建物の面積 建築面積_____㎡・延べ面積_____㎡</p> <p>(オ)建物の構造 (造)</p> <p>(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添えてください。 なお、拡張又は改造等の場合は、既存建物との関係を明示してください。</p> <p>2 配置図及び各階平面図を添えてください。 なお、拡張又は改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示してください。</p> <p>イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)</p> <p>(ア)建物の面積 建築面積_____㎡・延べ面積_____㎡</p> <p>(イ)建物の構造 (造)</p> <p>(ウ)建築年月日</p> <p>(エ)補助金の区分 (〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)</p> <p>(オ)処分(取壊し)年月日</p> <p>(注)既存施設の解体撤去工事分かるものを添えてください。</p> <p>ウ 仮設施設工事</p> <p>(ア)建物の面積 建築面積_____㎡・延べ面積_____㎡</p> <p>(イ)建物の構造 (造)</p> <p>(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添えてください。 2 配置図及び各階平面図を添えてください。</p> <p>(2) 整備費内訳</p> <p>ア 主体工事費 _____円</p> <p>イ 工事事務費 _____円</p> <p>ウ 小計(本体工事費) _____円</p>	現在定員	増加定員	合計	人	人	人	<p>別紙3</p> <p style="text-align: center;">事業計画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>(1)施設の名称及び所在地</p> <p>(2)施設の種類</p> <p>(3)事業の目的及び効果</p> <p>(4)設置主体及び経営主体</p> <p>(5)入所(利用)定員</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; text-align: center;">現在定員</td> <td style="width:33%; text-align: center;">増加定員</td> <td style="width:33%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) 施設の規模及び構造</p> <p>ア 整備事業(解体撤去工事費及び仮設施設工事を除く。)</p> <p>(ア)敷地面積 _____㎡</p> <p>(イ)敷地の所有関係 (自己所有地、借地又は買収(予定)地の別)</p> <p>(ウ)施設整備の区分 (創設又は改築等の別)</p> <p>(エ)建物の面積 建築面積_____㎡・延べ面積_____㎡</p> <p>(オ)建物の構造 (造)</p> <p>(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添えてください。 なお、拡張又は改造等の場合は、既存建物との関係を明示してください。</p> <p>2 配置図及び各階平面図を添えてください。 なお、拡張又は改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示してください。</p> <p>イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)</p> <p>(ア)建物の面積 建築面積_____㎡・延べ面積_____㎡</p> <p>(イ)建物の構造 (造)</p> <p>(ウ)建築年月日</p> <p>(エ)補助金の区分 (〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)</p> <p>(オ)処分(取壊し)年月日</p> <p>(注)既存施設の解体撤去工事分かるものを添えてください。</p> <p>ウ 仮設施設工事</p> <p>(ア)建物の面積 建築面積_____㎡・延べ面積_____㎡</p> <p>(イ)建物の構造 (造)</p> <p>(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添えてください。 2 配置図及び各階平面図を添えてください。</p> <p>(2) 整備費内訳</p> <p>ア 主体工事費 _____円</p> <p>イ 工事事務費 _____円</p> <p>ウ 小計(本体工事費) _____円</p>	現在定員	増加定員	合計	人	人	人
現在定員	増加定員	合計											
人	人	人											
現在定員	増加定員	合計											
人	人	人											

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
エ 介護用リフト等特殊附帯工事 _____ 円 (介護用リフト工事費) _____ 円 () _____ 円	エ 介護用リフト等特殊附帯工事 _____ 円 (介護用リフト工事費) _____ 円 () _____ 円
オ 授産施設近代化設備工事費 _____ 円	オ 授産施設近代化設備工事費 _____ 円
カ 解体撤去工事費及び仮施設整備 工事費(解体撤去工事費) _____ 円 (仮施設整備工事費) _____ 円	カ 解体撤去工事費及び仮施設整備 工事費(解体撤去工事費) _____ 円 (仮施設整備工事費) _____ 円
キ その他の工事費 _____ 円	キ その他の工事費 _____ 円
ク 合計 _____ 円 (注)工事費費目別内訳書を添付してください。	ク 合計 _____ 円 (注)工事費費目別内訳書を添付してください。
(3) 財源内訳	(3) 財源内訳
ア 国庫補助金 _____ 円	ア 国庫補助金 _____ 円
イ 県補助金 _____ 円	イ 県補助金 _____ 円
ウ 設置者負担金 _____ 円 (内訳)一般財源 _____ 円 寄附金 _____ 円	ウ 設置者負担金 _____ 円 (内訳)一般財源 _____ 円 寄附金 _____ 円
エ 合計 _____ 円	エ 合計 _____ 円
(4) 施工計画	(4) 施工計画
ア 直営・請負の別	ア 直営・請負の別
イ 契約年月日	イ 契約年月日
ウ 着工年月日	ウ 着工年月日
エ しゅん工年月日	エ しゅん工年月日
オ 事業開始年月日	オ 事業開始年月日
カ 解体撤去工事関係 (ア) 直営又は請負の別 (イ) 着工年月日 (ウ) 完了年月日	カ 解体撤去工事関係 (ア) 直営又は請負の別 (イ) 着工年月日 (ウ) 完了年月日
キ 仮施設工事関係 (ア) 直営、請負又は賃貸借の別 (イ) 工事期間 (ウ) 仮施設の使用期間	キ 仮施設工事関係 (ア) 直営、請負又は賃貸借の別 (イ) 工事期間 (ウ) 仮施設の使用期間
(5) 平成20年4月17日付け社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分 について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1) に規定する抵当権の設定の有無 有・無	(5) 平成20年4月17日付け社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分 について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1) に規定する抵当権の設定の有無 有・無
(6) その他参考事項	(6) その他参考事項

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧																		
<p style="color: red;">別紙3-2(障害児施設等)</p> <p style="text-align: center; color: red;">事業計画書</p> <p style="text-align: center; color: red;">法人名</p> <p style="color: red;">1 整備計画の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 80%; color: red;">施設種別</td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">施設名</td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">設置主体</td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">所在地</td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">整備区分</td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">対象経費の実支出(予定)額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="color: red;">補助金申請額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="color: red;">年次計画</td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">抵当権の設定の有無</td><td style="text-align: center;">有 ・ 無</td></tr> </table> <p style="color: red;">2 整備の目的</p> <p style="color: red;">(※防犯対策強化に係る整備の場合、経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること。)</p> <p style="margin-top: 20px;">第2号様式～第7号様式別紙1 (略)</p>	施設種別		施設名		設置主体		所在地		整備区分		対象経費の実支出(予定)額	円	補助金申請額	円	年次計画		抵当権の設定の有無	有 ・ 無	<p style="color: red;">(新規)</p> <p style="margin-top: 20px;">第2号様式～第7号様式別紙1 (略)</p>
施設種別																			
施設名																			
設置主体																			
所在地																			
整備区分																			
対象経費の実支出(予定)額	円																		
補助金申請額	円																		
年次計画																			
抵当権の設定の有無	有 ・ 無																		

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第2号様式(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 (元号) 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">交付決定を受けた(元号) 年度高知県障害児・者施設整備事業費補助金 に係る補助事業変更承認申請書</p> <p>(元号) 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました(元号) 年度高知県 障害児・者施設整備事業費補助金について下記のとおり変更したいので、高知県障害児・者施設整備事 業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設の種類等 別紙1のとおり</p> <p>2 変更内容及び変更理由</p> <p>3 申請額算出内訳 別紙2-1又は別紙2-2のとおり (注)当初の補助金交付申請書別紙2に変更のあった箇所について、上段に括弧書きで変更後の 内容を記入してください。</p> <p>4 事業計画 別紙3-1又は別紙3-2のとおり (注)当初の補助金交付申請書別紙3に変更のあった箇所について、上段括弧書きで変更後の内 容を記入してください。</p> <p>(添付書類) ・歳入歳出予算書(見込み書)の抄本</p> <p>第3号様式～第6号様式 (略)</p>	<p>第2号様式(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 (元号) 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">交付決定を受けた(元号) 年度高知県障害児・者施設整備事業費補助金 に係る補助事業変更承認申請書</p> <p>(元号) 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました(元号) 年度高知県 障害児・者施設整備事業費補助金について下記のとおり変更したいので、高知県障害児・者施設整備事 業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設の種類等 別紙1のとおり</p> <p>2 変更内容及び変更理由</p> <p>3 申請額算出内訳 別紙2のとおり (注)当初の補助金交付申請書別紙2に変更のあった箇所について、上段に括弧書きで変更後の 内容を記入してください。</p> <p>4 事業計画 別紙3のとおり (注)当初の補助金交付申請書別紙3に変更のあった箇所について、上段括弧書きで変更後の内 容を記入してください。</p> <p>(添付書類) ・歳入歳出予算書(見込み書)の抄本</p> <p>第3号様式～第6号様式 (略)</p>

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第7号様式(第13条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 (元号) 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p>交付決定を受けた(元号) 年度高知県障害児・者施設整備事業費補助金事業実績報告書</p> <p>(元号) 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の変更)交付の決定を受けました(元号) 年度高知県障害児・者施設整備事業が完了しましたので、高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱第13条第1項前段の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精算額 別紙1のとおり</p> <p>2 施設の種類等 別紙1のとおり</p> <p>3 精算額内訳 別紙2-1又は別紙2-2のとおり</p> <p>4 事業実績報告書 別紙3のとおり</p> <p>5 歳入歳出決算書(見込み書)の抄本</p> <p style="text-align: center;">※振込口座 銀行名 種 別 口座番号 名 義 人</p> <p>別紙1 (略)</p>	<p>第7号様式(第13条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 (元号) 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p>交付決定を受けた(元号) 年度高知県障害児・者施設整備事業費補助金事業実績報告書</p> <p>(元号) 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました(元号) 年度高知県障害児・者施設整備事業費補助金について下記のとおり変更したいので、高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精算額 別紙1のとおり</p> <p>2 施設の種類等 別紙1のとおり</p> <p>3 精算額内訳 別紙2のとおり</p> <p>4 事業実績報告書 別紙3のとおり</p> <p>5 歳入歳出決算書(見込み書)の抄本</p> <p style="text-align: center;">※振込口座 銀行名 種 別 口座番号 名 義 人</p> <p>別紙1 (略)</p>

